

2022年11月



葵総合経営センターだより

特 集

令和4年の年末調整は小変更！
むしろ令和5年!!

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「香嵐溪」

目次

2 景気回復に期待

3 なるほど その手があったのか！

4 令和4年の年末調整は小変更！

むしろ令和5年!!

6 失業保険給付制度

7 共有制度の改正

8 ご案内

景気回復に期待

センター代表 杉浦 康晴

早いもので今年も残すところ、あと2ヶ月となりました。今年もコロナ禍での活動であったことは変わりませんが、徐々にコロナ禍前の活気が戻りつつある感があらわれてきました。来年はどれくらい状況が変わるでしょうか。コロナの影響でネガティブだった日本経済、国際経済の復活に期待したいところです。

先月11日から開始した「全国旅行支援」は一部予約サイトで翌12日には予約受付を完了するなどスタートから大きな反響を呼んでいます。行楽の秋ということで時季的にも大変利用しやすく、打撃をうけてきた観光業界にとっては嬉しい状況のようです。また日本への入国制限も緩和され、いよいよ本格的にコロナ禍前の日本に近づいてきました。

国土交通省が公表した2022年の基準地価によると全国の平均地価は前年比0.3%プラスで3年ぶりに上昇、住宅地がバブル期の1991年以来、31年ぶりに上昇したほか、商業地もプラスに転じ、コロナ禍からの回復傾向が鮮明になっています。

物価高の影響はこれからも続くと思われますがコロナ禍で底を打った個人消費が少しでも持ち直し、観光地にも人出が戻り、活気ある日常を取り戻すまであと少しです。

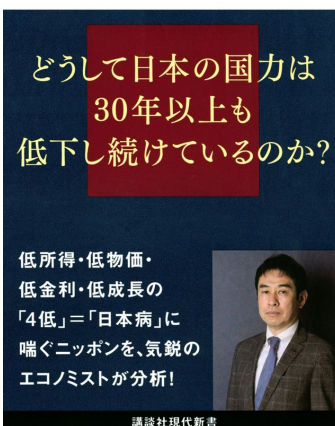
とはいえ、完全にコロナが収束したわけではありませんので感染対策は引き続き行いながら、消極的になりすぎずポジティブに活動していきたいものです。

10/4（火）に株式会社第一生命経済研究所 経済調査部 首席エコノミストの永濱利廣様をお招きし、Zoomウェビナーの中継配信にて、経済講演会「日本経済の展望を読み解く～ウクライナ侵攻の深刻な影響～」を行いました。マーケット動向、ウクライナ危機の影響、現下の経済情勢と短期的対応、年末にかけて上昇期待、カギを握る米国株、参院選後に話題になる日銀人事、世界経済見通し、市場環境見通し、物価等の動向と短期的対応、賃金上昇のための労働市場の流動性アップ、経済安全保障・サプライチェーン強靱化、攻めの食糧自給率向上等の項目について解説していただきました。また、講演後に、多数の質疑応答が交わされました。

（文責：近藤 陽介）

日本病

なぜ給料と物価は安いまなのか
永濱利廣



なるほど その手があったのか！

葵経営コンサルタント 中島 和人

「江戸式マーケ」※¹という江戸時代の商人のマーケティング手法について書かれた興味深い本を読みました。その中の三井越後屋の事例を紹介します。アイデアマンとして知られる三井高利ですが、それは従来の得意先を訪ねる販売方法から店頭で客の要望や予算を聞きながら対面で販売するという「店前売り」を始めたことや、貸し倒れリスクの高い盆と暮れの掛け払いから店舗の商品に値札をつけての「現金正価販売」を始めたことは有名です。大変革新的な施策ですが、「この手があったのか」と思わせるのが、雨が降った折に店頭で傘を貸し出すサービスを始めたことです。当時傘は大変高価な商品であり町人が気軽に購入できるものでなく、非常にありがたいサービスだったと思います。そしてポイントはその傘に越後屋の大きな紋（ロゴマーク）を描くことにより、傘を借りた人々が、町を歩くことで大きな宣伝となったということです。この時代、革新的なPR方法です。すごい発想です。

イノベーションコンサルタントの東信和氏は著書※²でイノベティブなアイデアの出し方として、①バイアス（固定観念）を特定する、バイアスを崩す②新結合を考える③ストーリー化して新結合の合理性を検証するという3つのステップを提唱しています。

上記事例では、高価な傘を貸し出すという固定概念を崩しつつ、その傘をPRに使うという新結合を行ったということでしょうか。

医療機関の事例を紹介します。岐阜県多治

見市の多治見スマートクリニックです※³。膝・股関節の人工関節置き換え手術では岐阜県内で1、2を争う実績を誇る有床診療所です。様々な工夫を行っており、なかでも院内業務のオンライン化としてのオンラインコンシェルジュ、オンラインナースはまさに目から鱗な方策です。前者は入り口に設置したディスプレイから来院した患者に対応するコンシェルジュであり、また入院中の患者へのアンケート聴取など専門職との橋渡しを行っています。驚きなのはそのコンシェルジュが顧客対応の高いスキルを持つ現役のキャビンアテンダント（CA）であるということです。採用方法は「ANAの副業可」というニュースを知りCA向けのメディアに募集広告を打った、とのこと。後者は在宅勤務の看護師による術前問診です。時間がかかる精緻な問診をオンラインナースに任せることにより院内の医師や看護師がより多くの時間を患者に向けられる、とのこと。

人材は地元で採用する。応対接客は直接対面で行うという固定概念を崩し、CAを採用する。家庭内に埋もれている通勤圏外の看護師を採用するという新結合を行っています。

ますます成熟化する市場の中で既存の枠組みから抜け出し、新たな価値を生み出すイノベーション＝まさにその手があったのかの発想は昨今、より求められています。3つのステップ、有効な方法論と考えます。

※¹「400年前なのに最先端！江戸式マーケ」 川上 徹也

※²「なるほど、その手があったか！」が量産できる

“ひらめき”の作法 東信和

※³「クリニックばんぼう」2022年7月号 P22-23

令和4年の年末調整は小変更！むしろ令和5年!!

葵総合税理士法人 梅田 裕二

◇令和4年の年末調整の計算に当たっては、昨年の令和3年分から比べて大きな改正事項はありません

令和4年の年末調整で対応するのは以下の内容です。

○社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る「控除証明書」の電子データ提出

これまで年末調整で所得控除の適用を受けるために、勤務先へ書面で提出していた下記2点が、電子データでの提出が可能となりました。

- ・社会保険料控除証明書
- ・小規模企業共済等掛金控除証明書（払込証明書）ex. iDeCo等

すでに電子データでの提出が可能になっている「生命保険料控除証明書や地震保険料控除証明書」などに追加されます。

勤務先が電子的控除証明書等の受付が出来ない場合は、従来通りの紙の控除証明書や、必要に応じて国税庁提供の「QRコード付証明書等作成システム」を利用して、電磁的控除証明書等を書面で出力して提出できます。

* QRコード付証明書等作成システムでは、保険会社、金融機関等、寄附金の受領者、寄附金控除に関する特定事業者や税務署などから交付を受けた電子的控除証明書等から所得税の確定申告又は年末調整において提出するQRコード付控除証明書等を作成することができます。控除証明書等の電子的交付の詳細については、国税庁ホームページの「控除証明書等の電子的交付について」※1をご確認ください。

【作成が可能な帳票】

- ・生命保険料控除証明書
 - ・地震保険料控除証明書
 - ・国民年金保険料等控除証明書
 - ・寄付金の受領書
 - ・寄付金控除に関する証明書（特定事業者発行用）
 - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - ・年末調整のための（特別増改築等）住宅借入金等特別控除証明書
 - ・医療費通知（お知らせ）
-

【参考資料】

◇令和5年以降の年末調整で対応する内容について

○住宅ローン控除の条件変更

新しい条件は令和4年1月1日以後に居住（入居）した場合に適用されますが、年末調整での申告が必要となるのは入居2年目以降のため、早くて令和5年分の年末調整から関わってくる内容となります。

(変更点)

- ・住宅ローン控除の借入限度額・控除率・控除期間の変更 等。

※以下の表は住宅を新築等した場合の借入限度額、控除期間等となります。

区 分	居住年			
	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
認定長期優良住宅 (長期優良住宅)	5,000万円 【13年間】		4,500万円 【13年間】	
低炭素建築物 (認定低炭素住宅)				
低炭素建築物とみなされる特定建築物 (認定低炭素住宅)				
特定エネルギー消費性能向上住宅 (ZEH水準省エネ住宅)	4,500万円 【13年間】		3,500万円 【13年間】	
エネルギー消費性能向上住宅 (省エネ基準適合住宅)	4,000万円 【13年間】		3,000万円 【13年間】	
一般の新築住宅 (その他の住宅)	3,000万円 【13年間】		0万円(2,000万円) 【10年間】(注)	
控除率	全期間 一律 0.7%			
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 1,000万円以下)			
床面積要件	50㎡以上 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 40㎡以上50㎡未満)			

国税庁HPタックスアンサー「住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合」※2より

◇年末調整業務以外の源泉所得税について

○退職所得源泉所得税の見直し

令和4年1月1日以降に退職する勤続年数5年以下の従業員に支払う短期退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないことになりました。

年末に行う年末調整業務ではありませんが、令和4年に退職する従業員がいる場合は注意が必要です。

令和4年度税制改正の内容だけでなく、令和2年度・令和3年度税制改正により、令和4年から適用されるものもあります。

ご不明な点は、税理士法人 担当者までお問合せいただきます様、宜しく願いいたします。

《参考》

※1国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo.htm>

※2国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1211-1.htm>

失業保険給付制度

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

物価高の最中、前号でお知らせいたしました雇用保険料の料率も上がりました。雇用保険料は失業保険の主な財源になります。失業保険給付というのは、労働者が失業した場合に、その生活の安定を図るため所得を補償する制度として重要な給付です。

新型コロナウイルスの影響で経済雇用情勢が悪化し、多くの人失業しています。しかし、世界では5人に4人の失業者が給付を受けられない現状です。日本での完全失業者に占める受給者数の割合は、昨年統計で22.4%（およそ5人に1人）で、先進7ヶ国のなかで最低の水準です。これは失業給付の受給条件に満たない非正規労働者に加え、個人事業主など自営業者は雇用保険の適用が対象外となっていることが要因に挙げられます。

ヨーロッパ諸国においては、フランスやドイツでの失業給付率は100%です。自営業者に対する失業保険は多くの国で強制加入となっています。また、イギリスなどでは失業保険に加え、補足的な「失業扶助制度」があります。対象者は個人事業主など保険料に基づく失業保険の要件を満たさない失業者で、働くことが可能で収入がない、または低いことを条件として給付されます。日本においても保険適用の拡大など求職者支援制度の充実が望まれます。

■日本の失業保険給付制度

1. 失業給付の受給権

失業給付は、離職の日以前2年間に於いて雇用保険加入期間が通算して12か月以上あったときに給付を受けることが可能です。特例で、事業主都合による解雇や、倒産等により職を失った離職者の場合は、離職の日以前1年間に雇用保険加入期間が通算して6か月以上ある場合に受給可能となります。

2. 受給期間は、原則として離職の日の翌日より起算して1年間です。

ただし、妊娠、育児、傷病、介護等で今すぐ職業に就くことができない人は、その旨を職業安定所に申請をして、受給期間の延長ができます。延長できる期間は最大3年間です。

3. 給付日額は、原則として離職前6か月間の各月の給料総支給額より1日あたりの平均額を算出し、45%～80%を乗じて得られる額で年齢区分より上限額が定められています。

4. 所定給付日数

退職理由が、自己都合や定年退職の場合の給付日数については、雇用保険加入年数により日数が決められており、最長150日分です。また、退職理由が事業主都合による解雇や、倒産等による離職の場合は、加入年数のほか、離職時の年齢区分により給付日数が決められており、最長330日分の給付が受けられます。

参考資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構発行資料、中日新聞 より

共有制度の改正

弁護士 長谷川 留美子

知人や親族との共同購入や相続などによって、不動産の共有が生ずることがよくあります。共有物については、共有者の仲がよいときはそれほど問題にはならないでしょうが、トラブルが起こることもままあります。

そこで、先ごろの民法改正により、共有制度も見直されました。施行は令和5年4月1日です。

まず、共有物の変更について、従前は共有者全員の同意がないとできませんでしたが、軽微変更（形状又は効用の著しい変更をとみなさないもの）は、持分価格の過半数で決することができるようになりました。

共有物の管理行為は持分価格の過半数の同意でできること、保存行為は共有者一人が単独でできることは従前どおりです。

この改正により、共有私道や共有建物の補修や修繕が持分価格の過半数の同意でやりやすくなったといわれています。

次に、共有物の利用について、共有者の一部が共有物を利用しているときでも、その者の同意なく、持分価格の過半数により利用方法を定めることができるようになりました。たとえば、3人が3分の1ずつの共有のとき、1人が共有物を利用しているときでも、後の2人の合意により、利用者を変えることができます。ただし、使用借権などの別の権利があれば別ですので、現在利用している者は、自分が利用できるという共有者間の合意や使用借権があるなどの主張立証をすることにより

利用を継続できます。

さらに、共有者の一部が行方不明の場合について、新たな規定ができました。共有者全員の同意を要する共有物の軽微でない変更を行いたいときや、共有者の持分価格の過半数の同意で共有物の軽微変更や管理行為を行いたいときに、共有者の一部に行方不明者がいて、それらの同意の要件を充たすことができないときには、裁判所の決定を得て、残りの共有者だけで、全員の同意や持分価格の過半数の同意の要件を充たすことができるようになりました。

例えば、4人が4分の1ずつの共有のとき、1人が行方不明でも、裁判所の決定を得て、残りの3人が同意すれば全員の同意になり、3人のうち2人が同意すれば持分価格の過半数の同意になります。

行方不明でなくとも、共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにするように催告した場合において、催告を受けた共有者がその期間内に賛否を明らかにしないときにも、裁判所の決定を得て、残りの共有者の過半数の持分価格の同意で共有物の軽微変更や管理行為を行うことができるようになりました。

ただし、これらの過半数の持分価格による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければなりません。

1 1月の税務・労務



- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇所得税予定納税額第2期分の減額承認申請
- 30日◇令和4年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
◇個人事業税第2期分の納付
◇令和4年9月決算法人の事業所税申告及び納付
◇所得税予定納税額（第2期分）の納付
◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付（400万円超）
◇特別農業所得者の予定納税額（第1期分）の納付

1 2月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付（納期の特例を受けている者を含む）
- 28日◇官庁御用納め
◇保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書等の提出…今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届（期限＝支払後5日以内）



- 1月4日◇令和4年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
◇固定資産税及び都市計画税第3期分の納付



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和4年 11月 15日（火）
令和4年 12月 16日（金）
令和5年 1月 18日（水）
弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和4年 11月 15日（火）

◎休日のお知らせ

11 月							12 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5					1	2	3
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

鈴木寛大 長谷川直明 鍵谷辰也
小林浩子 近藤陽介 三宅由里

秋の夜長、映画『アイ・アム まきもと』を観ました。市役所の福祉局に勤める主人公の仕事は、身寄りがなく独りで亡くなった人を墓地に埋葬する「おみおくり係」。人の話を全然聞かない、恐ろしく察しが悪い等々の変わり者です。でも決めたことは自分のルールで突き進む頑固で迷惑な存在。「フッ〜そこまでしないけど」と思うけど彼は止まらないんです。そんな牧本さんに好感を持ちました。ラストシーンの「牧本さんの粘り勝ちだよ」。優しくも悲しくて痛い、けど楽しい映画でした。 鍵谷辰也